

名勝日本平保存活用計画（案）

静岡市 歴史文化課

目 次

はじめに	1
目次	3
第1章 計画策定の目的及び対象区域	5
第1節 計画策定の背景と目的	5
第2節 委員会の設置・経緯	8
第3節 名勝の位置と計画策定区域	11
第4節 計画の期間	12
第2章 名勝日本平の概要	13
第1節 指定の状況	13
第2節 名勝指定の経緯	15
第3節 現状変更規制地区と規制基準の変遷	22
第4節 日本平の自然的環境	28
第5節 日本平の歴史的環境	32
第6節 日本平の人文的環境	66
第7節 社会的環境	76
第8節 他の計画との関連	82
第9節 対象区域における現状変更の経過	84
第3章 名勝日本平の特徴	85
第1節 眺望	85
第2節 指定地の景観	87
第3節 稜線美	90
第4節 歴史的社会的要素	94
第4章 本質的価値と構成要素	103
第1節 本質的価値を構成する要素	103
第2節 本質的価値と関連する要素	104
第5章 現状と課題	106
第1節 指定地全体の現状と課題	106
第2節 本質的価値を構成する要素の現状と課題	108
第3節 活用の現状と課題	112

第6章 保存・活用の理念と基本方針	124
第1節 保存・活用の理念	124
第2節 保存と活用の基本方針	124
第3節 運営に関する基本方針	125
第7章 保存管理	126
第1節 保存管理の方向性	126
第2節 保存管理区分	126
第3節 現状変更の保存管理地区区分と取扱い基準	132
第8章 活用・整備	134
第1節 活用の方向性	134
第2節 活用整備の方法	135
第9章 運営・体制	138
第1節 運営・体制の整備の方向性	138
第2節 運営・体制の整備の方法	138
第10章 実施計画	139
第1節 現在の計画	139
第2節 これまでの整備	140
第3節 今後の計画	141

第11章 巻末資料	142
------------------	-----

- ・ 名勝日本平にかかる法規制と内容
- ・ 文化財保護法関係法令
- ・ 風致地区範囲図
- ・ 日本平・三保松原県立自然公園の全体範囲図
- ・ 日本平関係 年表

【参考資料一覧】

第Ⅰ章 計画策定の目的及び対象区域

第Ⅰ節 計画策定の背景と目的

「日本平」^{にほんだいら}は、静岡市の南部に横たわる有度丘陵の頂上付近一帯の総称である。

有度山は静岡市の市街地の中心部に位置し、標高 307m、南北約 4 km、東西約 6 km、（面積約 2000ha）の丘陵地である。

昭和 2 年（1927）、「日本新八景」の「日本百景」の平原の部入賞後、昭和 7 年（1932）1 月 7 日の史蹟名勝天然記念物保存法第 1 条による仮指定、昭和 26 年（1951）3 月 6 日の「日本平県立公園」指定などを経て、昭和 32 年（1957）7 月 1 日、静岡県による文化財保護法第 70 条第 1 項による「日本平久能山」の仮指定、昭和 34 年（1959）6 月 17 日、国の名勝に指定された。

名勝日本平は、昭和 7 年の仮指定をまたいで、大正から昭和のはじめに観光的な意図をもって周知や事業化が果たされてきた。さらに戦後の大規模な開発が先行する時期を迎えた昭和 34 年に 6 月 17 日に名勝に指定され、昭和 37 年（1962）には旧清水市が管理団体に指定された。平成 15 年度（2003）からは、旧清水市と合併した静岡市がこれを引き継いでいる。

昭和 58 年度（1983）に旧清水市は、名勝日本平の「保存管理計画」を策定したが、規制（保存）に力点を置いた管理の手法を採っていたため、名勝地本来の価値を高め、またその観賞者が名勝地の価値を十分に享受する整備の視点が必要になってきた。そこで、平成 22 年度（2010）改訂した「名勝日本平保存管理計画」により、規制地区の種別及び取扱い基準を変更し、保存と管理が行われてきたが、その改訂から 16 年が過ぎ、その間、人口減少や少子高齢化の進行に起因して文化財保護の担い手が減少してきたことや、文化財を活用して地域活性化を推進していくことの重要性が増すなど、文化財を取り巻く社会情勢の変化は著しいものがある。

このような中、平成 30 年（2018）の文化財保護法の改正（平成 31 年（2019）4 月 1 日施行）と、令和 2 年（2020）3 月の「静岡県文化財保存活用大綱」の策定に伴い、本市でも市民との共創により、多様性に富む本市の文化財を効果的に保存・活用するための取組等をまとめた「静岡市文化財保存活用地域計画（令和 7 年（2025）4 月 1 日施行）」を策定した。

こうした経緯を踏まえ、諸々の課題を解決するとともに、改めて名勝日本平の文化財としての本質的価値を再評価し、後世へ継承することを目的に、現在の保存管理計画を見直し、適切に保存しながら、より活用していくため将来に向けた豊かな保存活用方策をたてることを目的として、『名勝日本平保存活用計画（以下「本計画」という。）』を策定する。

<名勝日本平に係る沿革>

昭和7年1月7日	史蹟名勝天然紀念物保存法第1条に基づく仮指定
昭和9年	日本平登山道路開通
昭和10年2月	清水市が徳富蘇峰に委嘱し展望4か所に石碑建立
昭和12年4月9日	「日本平公園」都市計画決定
昭和26年3月6日	「日本平県立公園」指定
昭和28年	静岡県による日本平山頂の土地の買い上げ、駐車場・公衆トイレ・芝生広場等の公園整備の実施
昭和32年6月30日	仮指定失効【文化財保護法附則による】
昭和32年7月1日	静岡県教育委員会による文化財保護法第70条第1項による「日本平久能山」の仮指定
昭和34年6月17日	名勝指定
昭和36年11月1日	静岡県立自然公園条例に基づく「日本平県立自然公園」指定
昭和37年3月20日	旧文化財保護法第71条の2第1項に基づき、旧清水市が管理団体に指定される。
昭和47年5月	「日本平県立自然公園運営協議会」発足
昭和58年3月29日	「名勝日本平保存管理計画」策定（＊「禁止地区」、「準禁止地区」、「緩和地区」の 3 規制地区と規制基準を設定）
昭和58年4月1日	静岡県教育委員会へ権限委任
昭和61～63年度	有度山総合整備計画基本構想・基本計画策定
平成元年4月1日	「名勝日本平保存管理計画」改定（許可基準の明確化）
平成3年度	日本平公園整備基本構想・基本計画策定
平成15年1月	有度山土地活用及び日本平公園ゾーニングの見直し
平成15年4月1日	旧静岡市と旧清水市が合併し、静岡市誕生
平成17年	デジタルタワー建設（電波塔統合）
平成17年3月	日本平山頂部等活用基本計画
平成19年3月	日本平公園基本構想
平成20年3月	日本平公園基本計画

平成 22 年 3 月	「名勝日本平保存管理計画」改定（＊規制地区と基準を変更。「禁止地区」を「特別地区」へ。「準禁止地区と緩和地区」を「保全地区」へ。）
平成 28 年 10 月	日本平公園（名勝日本平）見直し基本計画
平成 28 年	日本夜景遺産 自然夜景遺産に認定
平成 30 年	文化財保護法改正により文化財保存活用計画
平成 30 年	県・市による、日本平夢テラス展望回廊 整備
令和 3 年	日本平ロープウェイ駅舎建物リニューアル
令和 6 年	静岡市文化財保存活用地域計画策定

第2節 委員会の設置・経緯

1 設置及び委員等

本計画を策定するにあたっては、名勝日本平保存活用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の策定委員を次のとおり選任した。併せて、文化庁文化財第二課及び静岡県スポーツ・文化観光部文化財課の指導・助言を得た。

なお、事務局は、令和6年度（2024）は観光交流文化局文化財課、令和7年度（2025）は同局歴史文化課が務め、庁内の環境、観光、都市などの関係部局の協力を得た。

策定委員

	氏 名	所属等	備考
1	石山 千代	國學院大学 准教授	
2	岡田 智秀	日本大学理工学部 教授	委員長
3	竹内 真一	東海大学海洋学部 教授	
4	松田 香代子	愛知大学総合研究所 研究員	

オブザーバー

	氏 名	所属等
1	平澤 毅	文化庁 文化財第二課 主任文化財調査官
2	立木 菖	静岡県文化財課 技師
3		静岡県自然保護課
4		静岡市 観光政策課、公園建設管理課、環境共生課
事務局		静岡市歴史文化課

2 委員会実施要領

○名勝日本平保存活用計画策定委員会実施要領

(目的)

第1条 静岡市は、名勝日本平保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の策定に当たり、名勝日本平保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、幅広い分野の意見を求める。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 保存活用計画の策定に関し、意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、保存活用計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 文化財に関し優れた識見を有する者
- (2) 文化財の保存活用に関して知識を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画の策定の日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、観光交流文化局文化財課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年1月9日から施行する。
- 2 この要領は、保存活用計画が策定された時にその効力を失う。

3 審議経過

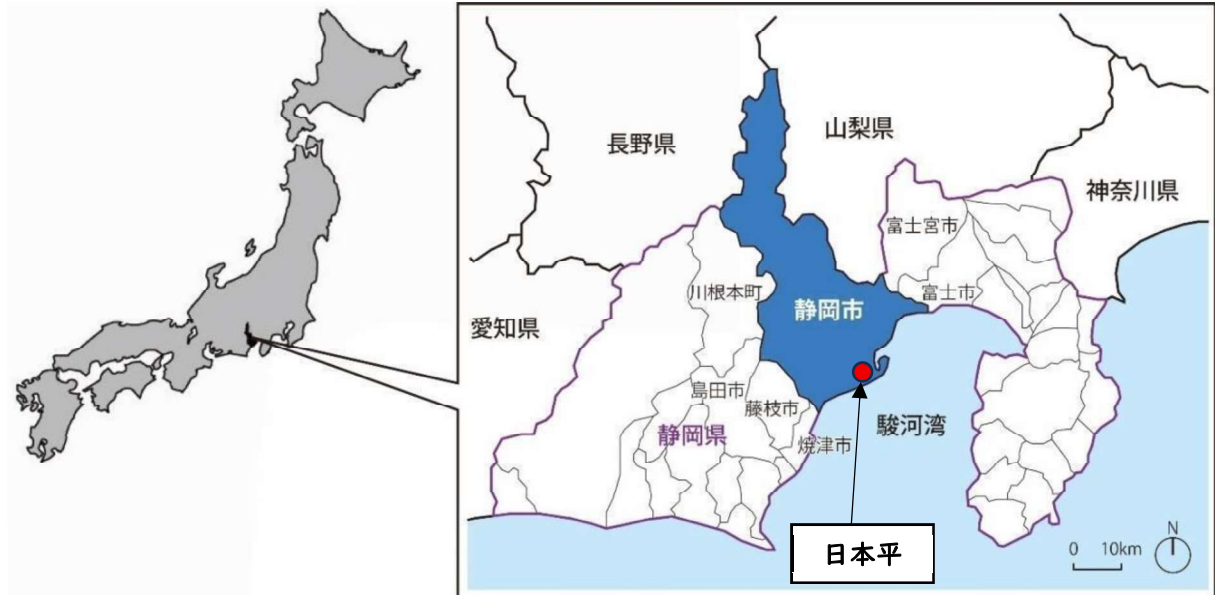
	開催日	会場	主な議題
第1回	令和7年 3月5日	日本平動物園会議 室、日本平	・委員長選出、・現地視察（日本平夢テラス、展望回廊、吟望台、大芝生広場、望嶽台）、・意見交換
第2回	令和7年 8月25日	静岡市役所静岡庁 舎本館委員会室	・本質的価値の検討、＊計画（案）の検討
第3回	令和7年 11月6日	静岡市役所新館 17階会議室	・計画（案）の検討
第4回	令和8年 2月17日	静岡市役所新館 17階会議室	・計画（案）の検討



第3回委員会開催 令和7年11月6日

第3節 名勝の位置と計画策定区域

1 名勝の位置

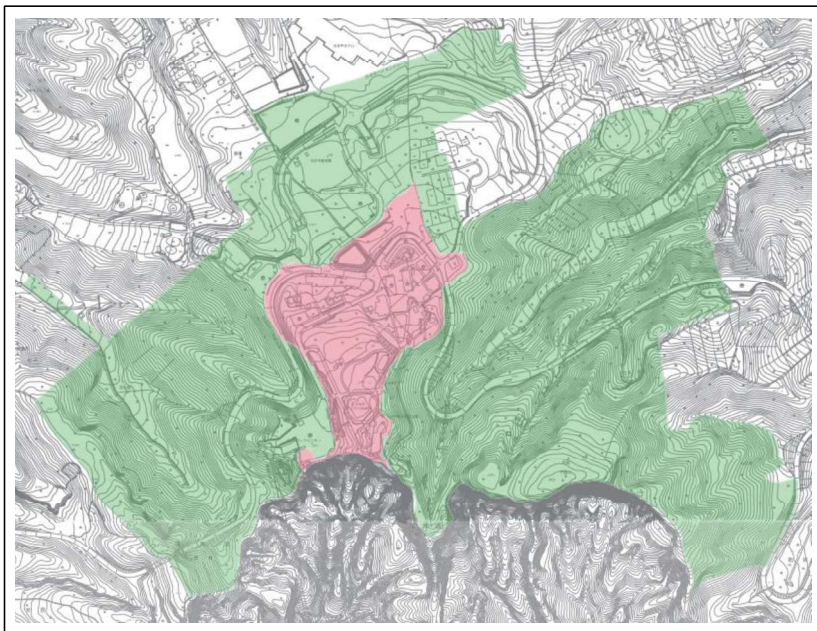


名勝の位置

2 計画の対象範囲

日本平は、静岡市の南に横たわる有度山頂上付近の一帯を指す。名勝指定面積は、展望と景観の構成上貴重な特別地区（A地区）の90,330㎡と、緑が多く自然環境を保全する保全地区（B地区）の705,570㎡の2地区からなり、総面積約795,900㎡である。

本計画の対象とする範囲は、主に指定地内とするが、名勝日本平指定地周辺でその景観や保存活用計画に重要な影響を及ぼす要素については、指定地内に限らず、その取扱いについても併せて考え方を示す。



計画の対象範囲

第4節 計画の期間

本計画は、令和8年（2026）4月1日から施行することとし、終期は定めない。

ただし、文化財を取り巻く社会情勢の変化などにより、改正の必要が生じた場合は、本計画を見直すこととする。

なお、本計画の進捗は、適宜、静岡市文化財保護審議会に報告を行うこととする。

第2章 名勝日本平の概要

第1節 指定の状況

Ⅰ 指定告示

- (1) 名称 日本平
- (2) 指定種別 名勝
- (3) 指定年月日 昭和34年6月17日
- (4) 指定の基準 名勝10(展望地点)
名勝11(丘陵)
- (5) 官報告示
名勝指定

○文化財保護委員会告示第28号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、次のとおり指定する。

昭和34年6月17日

文化財保護委員会委員長 河井彌八

指定地域

〈静岡市清水区大字村松〉

字平段、大細谷、小細谷の全部

字隠畑の内4089番以西の地域

字大段の内次の各地番以南の地域

4031番ノ2、4031番ノ3、4034番、4040番ノ2、4041番ノ1

4042番ノ1、4042番ノ2、4043番ノ1ノ1、4043番ノ1ノ2

〈静岡市清水区大字馬走〉

字大壇の全部

〈静岡市清水区大字駒越〉

字大谷津の内次の各地番以西の地域

3061番、3062番ノ2ノ1、3062番ノ2ノ2

3062番ノ2ノ3、3062番ノ1ノ2ノ1、3064番ノ1ノ1

3064番ノ1ノ3、3064番ノ1ノ4、3067番ノ1ノ2

2968番ノ1ノ6、2968番ノ1ノ7、2969番ノ1ノ8

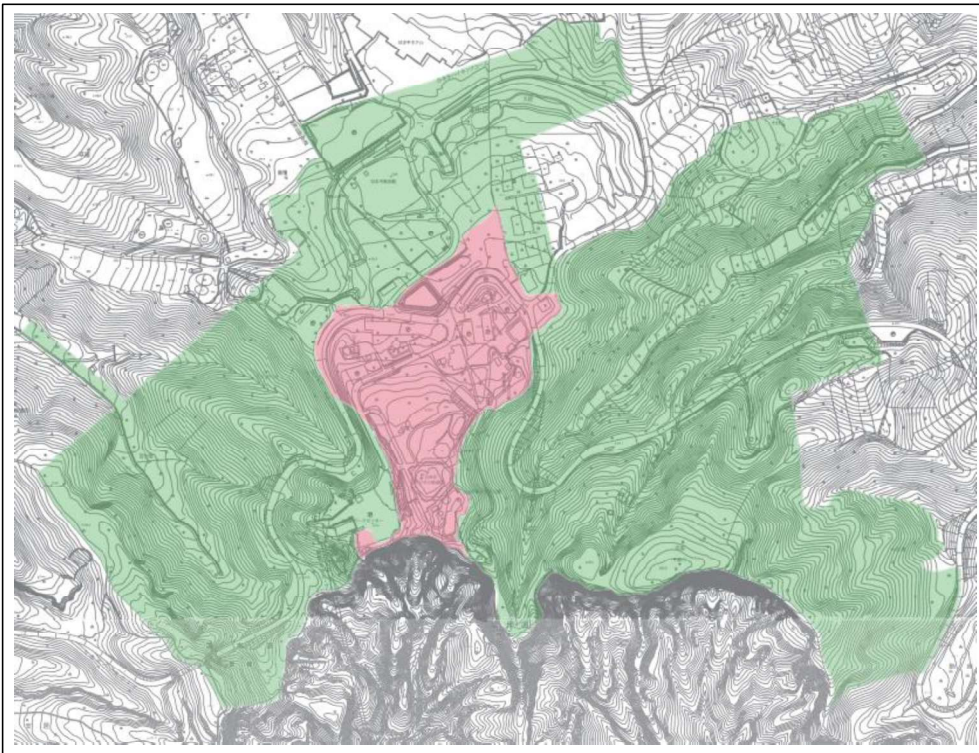
2971番ノ1ノ1、2971番ノ1、2971番ノ3、2972番、2973番

2974番、2975番、2976番ノ2、3009番、3011番ノ丙、3012番ノ丁

3013 番、3020 番、3017 番ノ 2
3017 番ノ 1、3016 番ノ 2、3015 番、3014 番ノ 丙
〈静岡市清水区大字草薙〉
字中檀の全部
字東檀の内次の各地番以南の地域
711 番、712 番ノ 1、712 番ノ 3、712 番ノ 4、725 番ノ 5
714 番ノ 17、714 番ノ 18、731 番、733 番、734 番
字ボラの内 428 番ノ 25 及び 428 番ノ 26 以南の地域
字クラガリ沢の内 598 番ノ 14 及び 598 番ノ 16 以南の地域
字金七林の内 597 番ノ 2 以南の地域
字百枚畑の内次の各地番以南の地域
446 番、467 番、468 番、469 番
字久能道西の内次の各地番以南の地域
430 番ノ 19、430 番ノ 43、430 番ノ 58

2 指定説明文

静岡市の南部に横たわる有度丘陵の頂上部（標高 307 メートル）およびその一帯の総称であって、四囲の視野よく開け、東北には清水港、三保松原、清見潟等の変化に富む近景の彼方に富士山がその麗容をあらわし、南に屏風谷の侵食峡谷を隔てうっそうとした社叢に被われた久能山を前にして、伊豆半島から御前崎にかけての駿河湾一帯の眺望をおさめ、北西には赤石山系の連峰を遠望することができる。



名勝指定の範囲

第2節 名勝指定の経緯

Ⅰ <昭和7年1月26日仮指定時 説明文>

「日本平

Ⅰ 所在地 清水市字村松駒越

安倍郡有度村草薙馬走

2 指定年月日 昭和7年1月26日 仮指定

3 指定事由 保存要目名勝の部第十一に依る

4 説明

静岡平野ノ南ニ孤立シタル有度山ノ最高三百八十米ノ丘陵及丘陵ノ北西方ニ当リ、一小谷ヲ隔テ、存スル傾斜面ニシテ東方ニハ清水港北及西方ニハ夫々巴川、安倍川ノ平野ヲ控ヘ南方ニ孤立シタル天険久能山ト谷ヲ隔テ、相對峙シテ居ル標高三百米ノ平坦ナ峯頭ヨリノ眼界ハ遠ク駿遠一帯ニ及ホシテ左右前後遮ルモノナク富士ノ眺望ハ萬景ニ拔テ愛鷹、箱根、天城ノ諸嶺ニ秀テ近クハ薩埵峠三保ノ岬清水港ニ至ル迄駿河湾ノ長汀曲浦ト沿海一帯ノ山岳丘陵ヲ併セ指呼ノ間ニ見ル靈峰ノ英姿ハ嘆賞カザル所ナリ。久能山トノ間ノ溪谷ハ妙峯奇巖急ニ海ニ落チテ萬傾一碧ノ展望開ケ、豆ノ石廊遠ノ御前崎ヲ雲烟ノ間ニ望ミ果テハ水夫髪髪タリ。三百七米付近ノ富士ノ眺望ハ三百米附近ノ眺望ニ勝レリ。」

(*昭和32年6月30日、昭和7年の仮指定は失効)

2 <昭和32年(1957)7月静岡県教育委員会による文化財保護法第70条第Ⅰ項による日本平久能山の仮指定>

(*参照：文化財保護法第70条第Ⅰ項 前条第Ⅰ項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。)

「日本平久能山の仮指定が緊急を要する理由

名勝日本平の仮指定は、文化財保護法の規定によって本年(*昭和32年)6月末日を以て失効するが、この地域に於いて

- 1 5月29日から日本平と久能山とを結ぶロープウェイが開通し、営業を開始した。
- 2 従って日本平と久能山とは全く不離一帯の關係に結ばれた。
- 3 NHKテレビ日本平放送所が設けられて、6月1日から放送を開始した。
- 4 これと並んで民間テレビ放送会社が放送所建設を計画し、既に用地の買収を行った。
- 5 ロープウェイの経営会社は、今後の施設に充てるため、発着所付近の土地を買収した。
- 6 静岡県は民有地一万2千坪を買収して駐車場、便所、広場などを設け、県立日本平公園の整備を進めている。
- 7 清水市は日本平への登山道の改修、水道の敷設を計画し既に予算化している。
などにより、日本平久能山の観光地としての面目が全く一新し、観光客が著しく増加し

たのみでなく、更に将来の激増が予想せられる。

従って、各種業者はこの観光客を相手に、土産物店、休憩所、食堂、旅館などの建設を計画しているので、このまま放置するときは、無統制に各種の施設が行われて、展望を妨げ、自然の景観が破壊せられる懸念があるから、従前の仮指定地域を更に拡充して、日本平久能山一帯の景観を護るために今回の仮指定を行ったものである。」

（＊昭和 34 年 7 月 19 日、昭和 32 年の仮指定失効）

3 <昭和 34（1959）年 3 月 14 日清水市長から文化財保護委員長への名勝指定申請書> （抜粋）

一、種別 名勝

二、名称 日本平

三、所在地 清水市

四、申請地域の地名 （＊地番記載省略）

村松 字平段、字大細谷、字小細谷、字隠畑、字大段

馬走 字大壇

駒越 字大谷津

草薙 字中壇、字東壇、字ボラ、字金七林、字クラガリ沢、字百枚畑、字久能道西

五、申請地域の構図の写し 別紙のとおり（＊別紙省略）

六、指定を受けた場合の管理者の住所氏名又は名称 清水市

七、申請の事由

従来の仮指定名勝「日本平」は、本年（＊昭和 34 年）7 月 19 日をもって、失効解除される事になりましたが、日本平の特質は、日本平の頂上より眺めた富士山の景観以外に、久能山とのロープウェイによる直結により、更に久能山一帯を含めた地域の景観に一層重要な価値を持つことが解り、久能山、屏風谷を含め、日本平の現仮指定地域を一層拡大した地域を指定されるよう申請します。

「展望地点」として東海唯一の景観を有する事

一、富嶽を展望する絶佳の地

有度山塊の最高 307.8m に位して、四囲の雄大佳麗な眼界のうち特に東北にあたっては眼下の名勝「三保の松原」をひかえた三保の岬や清水港の景観を含めた所謂、清見潟の展望を近景として、その背後に駿河湾の碧水白波をへだてて、富士火山系の伊豆“天城“の連山愛鷹の連峰を従えた裾野たなべく富嶽の展望は四季いづれをとはず、まことに絶佳の一語につきる。

二、総合的景観

1 東南側指呼の間に屹立する霊峰久能山とロープウェイによって、直結し、足下の断崖絶壁（屏風谷等）と峡谷の自然美を満喫しつつ久能山との往復も可能で、従来の日本平に新要素を加える事ができた。

2 北方に位する赤石連峰（南アルプス）の雄大な景観

- 3 日本平の南側は絶壁をつくり東西並び三方に向かっては緩傾斜をなし、この傾面は見渡す限り、みかんと茶の畑による常緑の佳境
- 4 眼下静岡、清水両市の夜景の美観

三、その他参考となるべき事項

県は日本平の真価を保持するために、頂上中心地域12,000坪を買収し、駐車場及び観光者の便宜を計るための広場、便所等を設置する一方、散在した各売店を一定の地域にまとめるよう、移築を進めている。又県所有地に隣接した地域には、NHK及び静岡放送テレビ、日本平放送所、が設置され、静岡電鉄はロープウェイの発着を開始している。

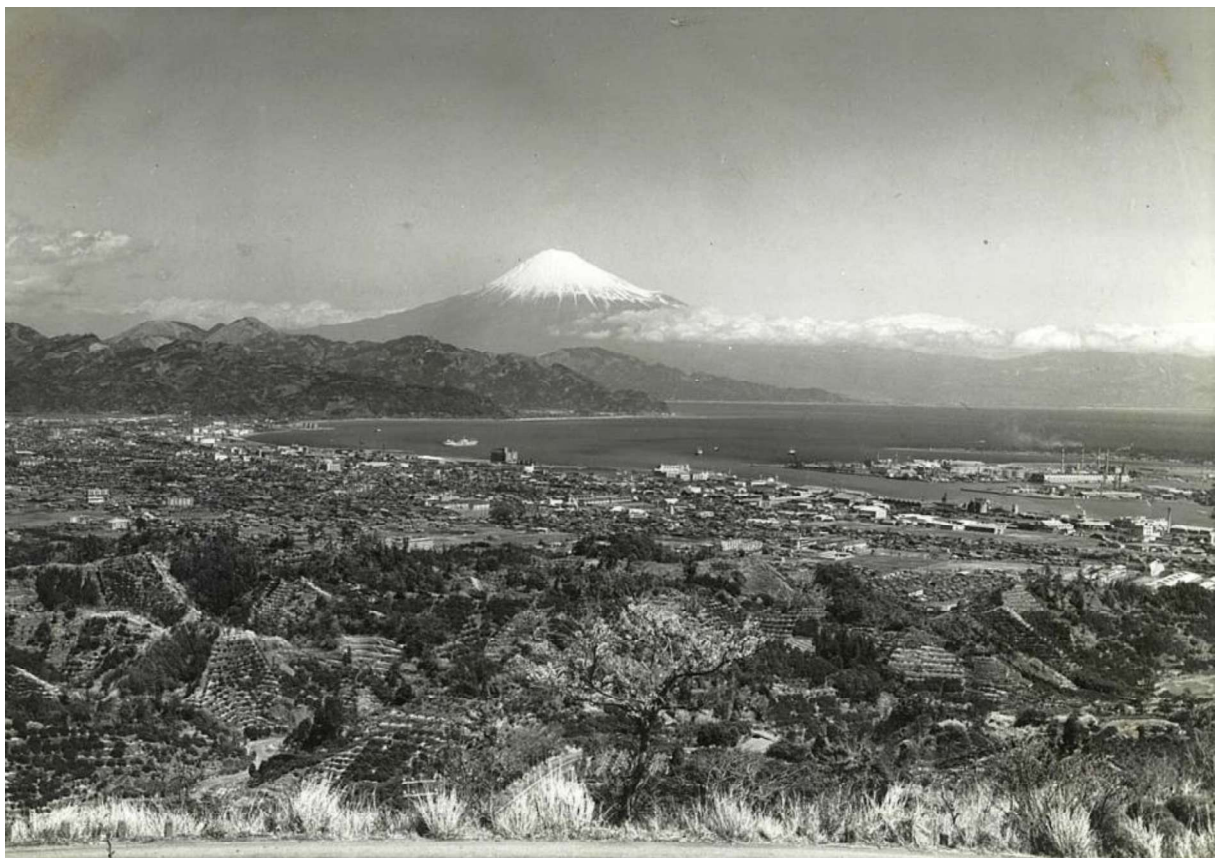
その他、各社各種の企業が頂上付近一帯に殺到しつつある傾向にあり。

以上の状況から察し、日とともにその評価が高まり、活況著しくなりつつある日本平及び久能山を解除以降、そのまま放置する場合は、日本平久能山が持つ自然美及びその景観は損なわれる恐れもあるので、この機会に国の指定を受ける事によって、企画と統制ある処置を施す事が要望されるのである。

右を文化財保護法第69条第1項の規定により、指定相成度関係書類を添えて申請します。

昭和34年3月14日 清水市長 鈴木平一郎

文化財保護委員長 河合彌八殿 ㊿

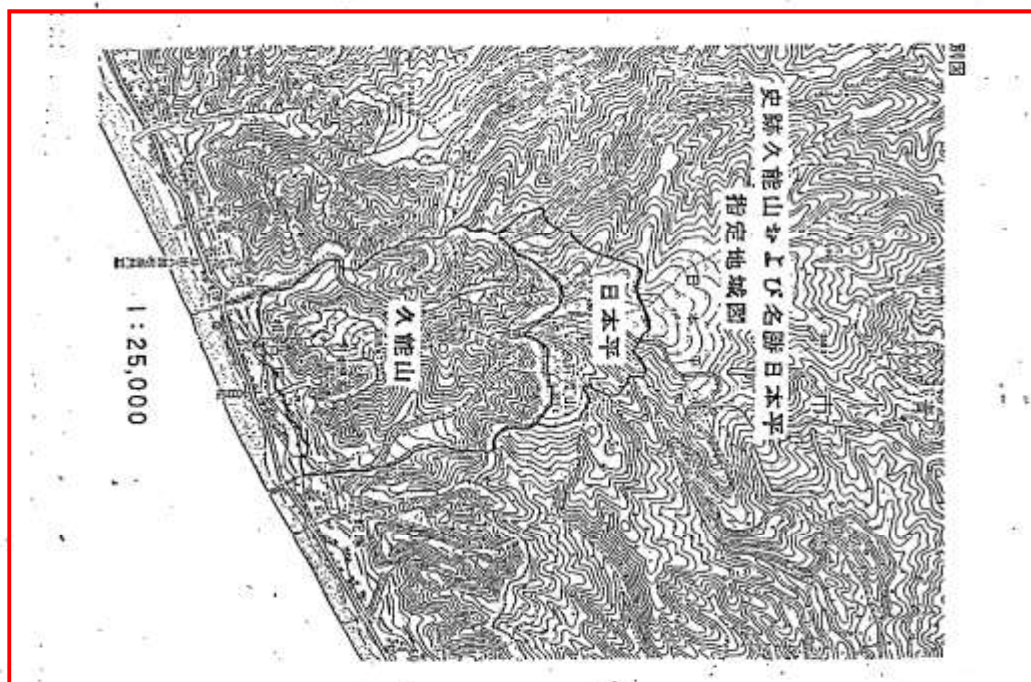


出典：指定台帳

日本平風景

4 <昭和34年6月17日 名勝指定官報告示>

433		昭和34年 17日 水曜日		官 報		第9743号	
官 報							
目 次							
○本州北西岸新島外監張海域の捕 海を実施する件 〔第9743号〕 四三三 ○九州労働短期大学の名称を西日本 短期大学に変更する旨届出があつ た件 〔文部省第六四号〕 四三四 ○中学校及び高等学校校通信教育用学 習図書検定規則の規定により通信 教育用学習図書として検定を与え た図書を示す 〔同 第六五号〕 四三四 ○博物館に相当する施設のあり、新 潟県佐渡植物園等にかかる指定を 取り消した件 〔同 第六六号〕 四三四 ○文化財保護法の規定により史蹟久 能山等を指定する件 〔文化財保護法第二八号〕 四三四 ○創刊を登録し登録証を交付した 件 〔農林第五七三号〕 四三五 ○機械検査小艇操縦・フシ織物調整規 則の制定についての諮問に關し定 める件 〔通達第二九〇号〕 四三六 ○綿ス・フシ織物調整規則の一部改正 についての諮問に關し定める件 〔同 第二九一號〕 四三六 ○タオル調整規則およびタオル機械 設置調整規則の制定についての諮 問に關し定める件 〔同 第二九二號〕 四三六							
○別珍・コイル天剪毛調整規則の制 定についての諮問に關し定める件 〔通達第二九三號〕 四三七 ○電気用品の型式を承認する件 〔通達第二九四號〕 四三八 ○ばね式指示はかりの製造技師の部 品検査に合格した者の氏名または 名称等を告示 〔同 第二九八號、第二九九號〕 四四〇 ○旅行あつた旅業の登録をした件 〔通達第二八〇號〕 四四一 ○旅行あつた旅業の登録をした件 〔通達第二八一號、第二八二號〕 四四二 ○旅行あつた旅業の登録をした件 〔通達第二八三號〕 四四二 ○郵便局を設け、これを特定郵便 局長を長とする郵便局とした等の 件 〔同 第四四三號〕 四四五 ○指図駅前郵便局 〔郵政第四三九號〕 四四五 ○本更津新田郵便局 〔同 第四四〇號〕 四四五 ○博多比恵郵便局 〔同 第四四一號〕 四四五 ○八尾高安郵便局等 〔同 第四四二號〕 四四五 ○郵便局に電話通話および和文電報 受付事務の取扱を開始した件 〔同 第四四三號〕 四四五 ○中野江古田四郵便局等 〔同 第四四四號〕 四四五 ○野木沢郵便局 〔同 第四四五號〕 四四五 ○日方郵便局の電話交換事務の取扱 を廃止した等の件 〔同 第四四五號〕 四四五							
○風景入通信日附印を使用する等の 件 〔郵政第四四六號〕 四四五 叙任及び降令 ○内閣 四四五 ○総務府 四四六 ○大蔵省 四四六 ○北海道庁 四四六 ○経済企画庁 四四六 ○科学技術庁 四四六 ○大蔵省 四四六 ○文部省 四四六 ○農林省 四四六 ○気象庁 四四六 ○郵政省 四四六 ○建設省 四四六							
官庁報告 ○労働大臣臨時代理解職 〔内閣〕 四四六 ○労働大臣解職 〔労働省〕 四四六 ○昭和三十三年度第三・四半期にお ける国庫の状況報告 〔内閣〕 四四七 ○日本工業規格（JIS）用九鋼の寸法 および重量等）確認 〔通達第五七三號〕 四四七 地方自治事項 ○選挙 四四五 ○宮城県 四四五 ○石川県 四四五 公共企業体事項 ○地区電話局の分局、中央電話局の 分局、電話局、電報局、電報電話 局の分局等の件の一部を改正する 件 〔電電公示第五三三號〕 四四五							
公告 ○船舶の無線電報取扱所を開始、要 更または廃止した件 〔電電公示第五四四號〕 四四五 ○接収不動産除却に関する公告 〔通達〕 四五六 ○押収物還付公告 〔横浜地方裁判所川崎支部外〕 四五六 ○工場財団 〔大蔵省〕 四五六 ○在外会社の整理完結報告書の承認 〔大蔵省〕 四五六 ○鉱業法第一八九条の規定による賦 業出願人に対する通知 〔通達第五二號〕 四五六 ○公示催告 四五六 ○失効に関する届出の催告 四五六 ○除権判決 四五六 ○破産宣告 四五六 ○破産管財人決定 四五六 ○最後配当に関する除斥期間 四五六 ○債権者集会招集 四五六 ○会社その他の公告 四五六 ○広 告 四五六 正 誤 ○輸入に關する事項の公表（第一回） に關する件の一部を改正する件 〔通達第五七三號〕 四五六 ○砂糖消費税法施行令の一部を改正 する政令（政令第四十八號）中訂正 四五六 ○外国人登録証明書失効（官庁報告） 中訂正 四五六 ○兵庫トヨタ自動車株式会社決算公 告中訂正 四五六							



◎農林省令第百七十三号
飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第六条の規定により、昭和三十四年五月二十日付をもつて次の飼料を登録し、登録証を交付した。

昭和三十四年六月十七日

登録番号	飼料の名称	保証成分(%)	氏名及び住所
第一七〇二号	三井印完全配合飼料床 業入ダイリマツシニ	粗たん白質 一五・〇以上 粗繊維 一二・五以下 分維助 一・〇以下	東京都世田谷区田村一丁目二番地 (三井物産) 日本配合飼料株式会 社 取締役社長 土屋格男
第一七〇三号	マルト印防カ動物性 蛋白質配合飼料	粗たん白質 五五・〇以上 粗繊維 一五・〇以下 分維助 一・〇以下	岡山県玉島市馬崎一三七五 正清 喜久之助
第一七〇四号	三井印完全配合飼料初 生飼用	粗たん白質 一四・〇以上 粗繊維 一四・〇以下 分維助 一・〇以下	徳島県徳島市大正町九番地一六一 多摩株式会社三井商會 取締役 社長 宮崎守次
第一七〇五号	三井印完全配合飼料中 生飼用	粗たん白質 一四・〇以上 粗繊維 一四・〇以下 分維助 一・〇以下	同上
第一七〇六号	三井印完全配合飼料中 生飼用	粗たん白質 一四・〇以上 粗繊維 一四・〇以下 分維助 一・〇以下	同上
第一七〇七号	三井印完全配合飼料大 生飼用	粗たん白質 一四・〇以上 粗繊維 一四・〇以下 分維助 一・〇以下	同上
第一七〇八号	マルト印完全配合飼料 料成飼用特等	粗たん白質 一七・〇以上 粗繊維 一七・〇以下 分維助 一・〇以下	秋田県横手市四町中丁三〇番地 東北配合飼料株式会社 取締役 社長 畑友吉
第一七〇九号	大成飼料製造飼料特1 号	粗たん白質 一〇・〇以上 粗繊維 一〇・〇以下 分維助 一・〇以下	静岡県沼津市西門二六二番地 大成飼料株式会社 取締役社長 栗原勝平
第一七一〇号	旭印乳牛用普通配合飼 料	粗たん白質 一四・〇以上 粗繊維 一四・〇以下 分維助 一・〇以下	北海道旭川市豊光町五区二一五番 地 旭川市株式会社 代表取締役 平賀茂三
第一七一一号	旭印乳牛用配合飼 料	粗たん白質 一四・〇以上 粗繊維 一四・〇以下 分維助 一・〇以下	同上
第一七一二号	大印動物性たん白質 配合飼料	粗たん白質 四〇・〇以上 粗繊維 一五・五以下 分維助 一・〇以下	千葉県山武郡九十九町片貝六九 二八番地 株式会社大印石橋商店 代表取締役 石橋 輝
第一七二三号	トップ印完全配合飼料 チツプブイード	粗たん白質 二〇・〇以上 粗繊維 一六・五以下 分維助 一・〇以下	東京都荒川区三河島町二の二六三 長一 植松喜一 意緒役社

昭和34年6月17日 名勝指定官報告示(つづき)

5 <昭和58年(1983)現状変更の許可等の一部権限の委任について(文化庁から静岡県教育委員会へ、準禁止地区・緩和地区のみ権限委任)>

文 化 庁	記
庁保記第 10 号 昭和58年3月7日	
静岡県教育委員会教育長 殿	
文 化 庁 次 長 浦 山 太 郎	
名勝日本平に係る現状変更の許可等の 権限の委任について (通知)	1. 権限を委任された現状変更の許可等の事務の処理に当たっては、当該地域における史跡名勝天然記念物の価値現状等を十分考慮して、適切に行うこと。 2. 重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為に係る許可等の権限は、委任の対象となっていないものであること。 3. 国の機関が行う現状変更等についての権限の委任は行われていないものであること。
名勝日本平の一部地域について現状変更の許可等の権限は、別紙のとおり、昭和58年4月7日以降貴教育委員会に委任されることとなりました。これは、現状変更の許可等に関する事務処理の適正化及び迅速化を図ることを趣旨とするものでありますので、下記事項に御留意の上遺漏のないようお取り計らいください。 なお、この権限の委任について関係市(町)教育委員会へ連絡するとともに、貴教育委員会及び関係市(町)教育委員会における権限委任地域の図面の縦覧についてよろしくお願ひします。	
東京千代田区役所3丁目2番2号 電話 区 581) 4211 番	本件についての照会・回答には必ず 上記宛先まで、月日をつけて下さい。
文 化 庁	

文 化 庁	名勝日本平規制地区
庁保記第 10 号	
静岡県教育委員会	
文化財保護法(昭和25年法律第214号)第97条第1項の規定に基づき、名勝日本平(昭和34年文化財保護委員会告示第28号)の指定地域の一部について、同法第90条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為を除く。)の許可及びその取消し並びにその停止命令の権限を、昭和58年4月7日以降、貴教育委員会に委任します。 昭和58年3月7日 文化庁長官 佐 野 文 一	1:15,000 0 500m 禁 止 地 区 準 禁 止 地 区 緩 和 地 区 権限委任地域
東京千代田区役所3丁目2番2号 電話 区 581) 4211 番	本件についての照会・回答には必ず 上記宛先まで、月日をつけて下さい。

昭和58年現状変更の許可等の一部権限の委任

(*名勝規制範囲に一部錯誤あり)

第3節 現状変更規制地区と規制基準の変遷

昭和34年名勝指定から昭和58年保存管理計画策定までは、「名勝三保松原」の規制基準を準用していた。

1 昭和58年度より施行した「名勝日本平保存管理計画書」

名勝「日本平」管理計画書

〔昭和58年2月 文化庁承認
文化庁・静岡県教育委員会・清水市教育委員会三者協議による。〕

「日本平」は、清水・静岡両市の間に横たわる有度丘陵の頂上部(標高307m)と、その一帯の総称である。

この「日本平」頂上部からは、四圍の視野がよく開け、東北には青松と砂嘴で名高い名勝「三保松原」、清水港、清見潟等変化に富む近景の彼方に望峰富士が麗容をあらわしている。南には、屏風谷の浸蝕峽を隔て、叢社に被われた久能山を前にして、伊豆半島から御前崎にかけての駿河湾一帯の眺望をおさめ、北西には南アルプス連峰を遠望できる。

この名勝「日本平」は、昭和34年6月17日に国の名勝に指定され清水市が管理団体となっている。このため、管理団体が適切な保存管理を実施するための指針とするために、文化庁・県教育委員会及び管理団体に指定されている清水市教育委員会の三者協議のうえこれを設定する。

1 目的

この管理計画の策定は、地方自治法第2条第3項別表第二の二号(二十九の七)及び文化財保護法第73条の2に規定されている管理団体の管理義務に基づき法令及び文部省令で定める基準以外に管理に必要な具体的事項を定めることを目的とする。

2 保存管理の基本方針

広範にわたる名勝指定地の保存管理を行うことは、管理団体の努力のみではこれを十分行うことは困難であり、より多くの関係者の文化財愛護思想の理解と物的、精神的援助が得られなければ効果を上げることはできない。

こうした観点に立つて、新たに住民組織、民間団体、関係行政機関の協力体制を確立し、名勝「日本平」の保護に対する周知活動とすぐれた景観の眺望地の保存に必要な規制を明確にし、管理の強化をはかることを基本方針とする。

3 現状変更規制地区の種別と規制基準

文化財保護法に基づき、名勝「日本平」の保護並びに景観の維持をはかるため、禁止地区、準禁止地区、緩和地区の3規制地区と規制基準を設定する。

〔禁止地区〕

県有地及び民有地域内で、四圍を見渡せる名勝地としての要件を特に保有している価値のきわめて高い地区であるから、きびしい保護、管理対策をとるものとする。したがって、〔禁止地区〕では、原則として現状変更は認めない。

ただし、次に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 災害の防止及び人命の安全を確保するためのもの。
- (2) 日本平保全上必要なもので、景観に影響をあたえないもの。
- (3) 構造物の改築は、建築面積及び高さを既存のもの以内とし、形状並び色彩が景観を損わないこと。
- (4) 展望をさまたげる樹木の伐採。

〔準禁止地区〕

〔禁止地区〕につぐ名勝地としての要件を保有する価値の高い地区で、原則として次に該当する行為は認めない。

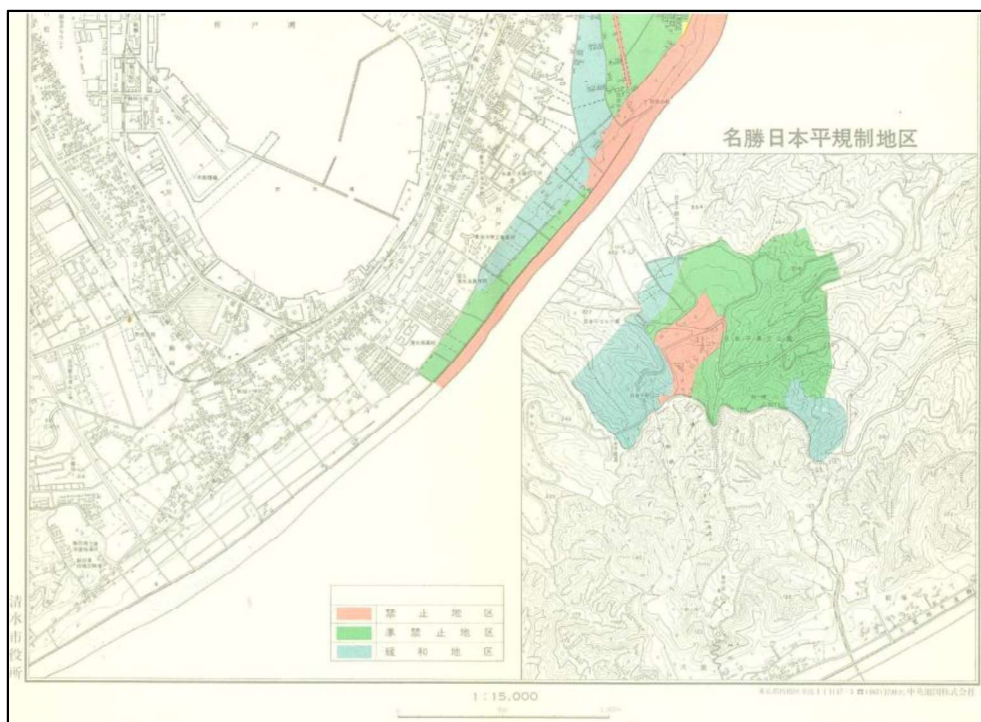
- (1) 景観を損う地形の変更
- (2) 展望をさまたげる樹木以外の樹木の伐採(植林及び果樹等の栽培は除く)
- (3) 簡易な工作物以外の工作物の設置(但し、看板類は簡易な工作物に含まない。)
- (4) 環境を損うおそれがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄、又は埋立。
- (5) 既存の構造物の建築面積及び高さを上回る改築。
- (6) 形状及び色彩が景観を損うもの。

〔緩和地区〕

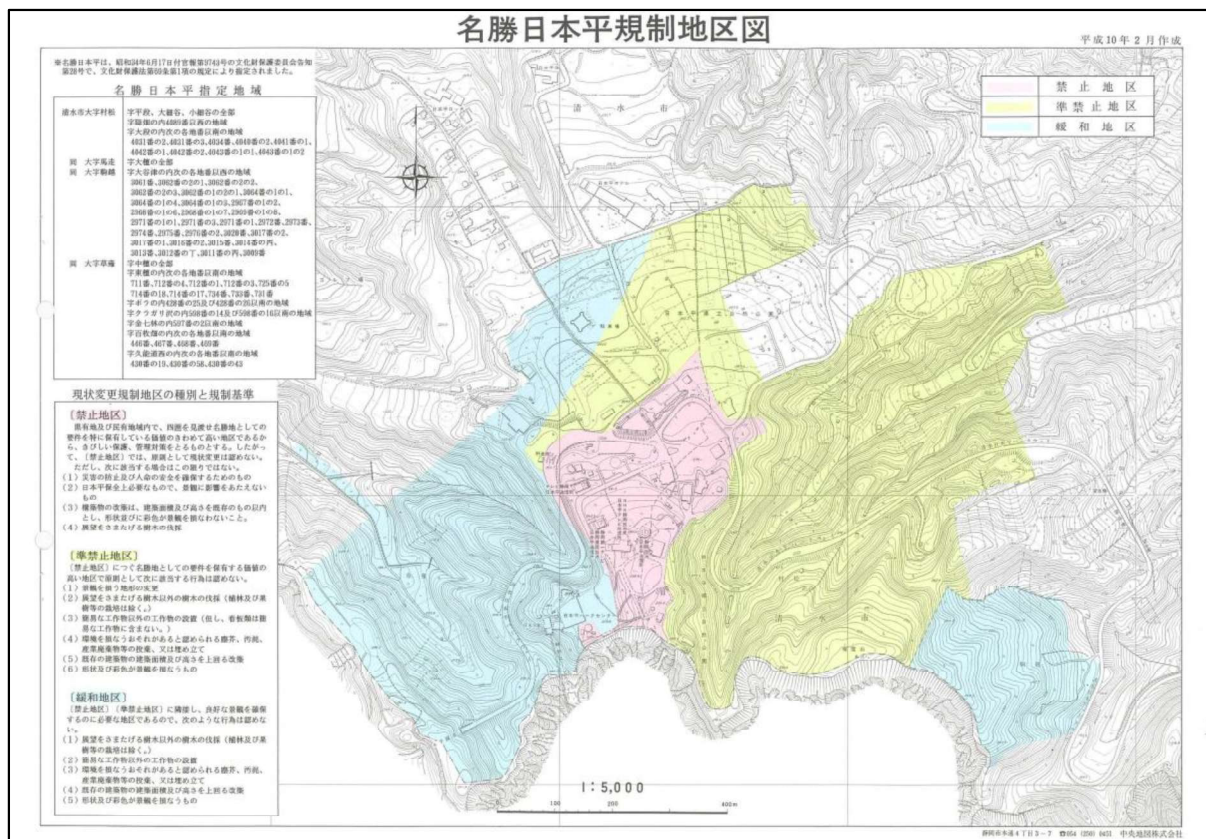
〔禁止地区〕、〔準禁止地区〕に隣接し、良好な景観を確保するのに必要な地区であるので、次のような行為は認めない。

- (1) 展望をさまたげる樹木以外の樹木の伐採(植林及び果樹等の栽培は除く)
- (2) 簡易な工作物以外の工作物の設置。
- (3) 環境を損うおそれがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄、又は埋立。
- (4) 既存の構造物の建築面積及び高さを上回る改築。
- (5) 形状及び色彩が景観を損うもの。

昭和58年度より施行した「名勝日本平保存管理計画書」



名勝日本平規制地区図(右側図)(昭和58年)(※規制範囲に一部錯誤あり)



【＊規制の種別が禁止地区（ピンク色）、準禁止地区（緑色）、緩和地区（水色）の3区に区分】
名勝日本平規制地区図（規制基準は昭和58年～。図は平成10年作成）

『名勝「日本平」管理計画書』（昭和58年策定～平成21年まで）

「日本平」は、清水・静岡両市の上に横たわる有度丘陵の頂上部（標高307m）と、その一帯である。

この「日本平」頂上部からは、四囲の視野がよく開け、東北には青松と砂嘴で名高い「三保松原」、清水港、清見潟等変化に富む近景の彼方に霊峰富士が麗容をあらわしている。南には、屏風谷の浸食峽を隔て、叢社に被われた久能山を前にして、伊豆半島から御前崎にかけての駿河湾一帯の眺望をおさめ、北西には南アルプス連峰を遠望できる。

この名勝「日本平」は、昭和34年6月17日に国の名勝に指定され清水市が管理団体となっている。このため、管理団体が適切な保存管理を実施するための指針とするために、文化庁、県教育委員会及び管理団体に指定されている清水市教育委員会の三者合議のうえこれを設定する。

1 目的

この管理計画の策定は、地方自治法第2条第3項別表第二の二号（29の7）及び文化財保護法第73条の2に規定されている管理団体の管理義務に基づき、法令及び文部省令で定める基準以外に管理に必要な具体的事項を定めることを目的とする。

2 保存管理の基本方針

広範にわたる名勝指定地の保存管理を行うことは、管理団体の努力のみではこれを十分に
行うことは困難であり、より多くの関係者の文化財愛護思想の理解と物的、精神的援助が得
られなければ実効を上げることができない。こうした観点に立って、新たに住民組織、民間
団体、関係行政機関の協力体制を確立し、名勝「日本平」の保護に対する周知活動とすぐれ
た景観の眺望地の保存に必要な規制を明確にし、管理の強化をはかることを基本方針とす
る。

3 現状変更規制地区の種別と規制基準

文化財保護法に基づき、名勝「日本平」の保護並びに景観の維持をはかるため、禁止地
区、準禁止地区、緩和地区の3規制地区と規制基準を設定する。

規制の種別と取扱い基準

【禁止地区】

県有地及び民有地で、四囲を見渡せ名勝地としての要件を特に保有している価値のきわめ
て高い地区であるから、きびしい保護、管理対策をとるものとする。したがって〔禁止地
区〕では、原則として現状変更は認めない。ただし次に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 災害の防止及び人命の安全を確保するためのもの
- (2) 日本平保全上必要なもので、景観に影響を与えないもの
- (3) 構築物の改築は、建築面積及び高さを既存のもの以内とし、形状並びに彩色が景観を
損なわないもの。

- (4) 展望をさまたげる樹木の伐採

【準禁止地区】

〔禁止地区〕につぐ名勝地としての要件を保有する価値の高い地区で原則として次に該当す
る行為は認めない。

- (1) 景観を損なう地形の変更
- (2) 展望をさまたげる樹木以外の伐採（植林及び果樹等の栽培は除く）
- (3) 簡易な工作物以外の工作物の設置（但し、看板類は簡易な工作物に含まない）
- (4) 環境を損なうおそれがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄、又は埋立
- (5) 既存の建築物の建築面積及び高さを上回る改築
- (6) 形状及び彩色が景観を損なうもの

【緩和地区】

〔禁止地区〕〔準禁止地区〕に隣接し、良好な景観を確保するのに必要な地区であるので、
次のような行為は認めない

- (1) 展望をさまたげる樹木以外の樹木の伐採（植林及び果樹等の栽培は除く）
- (2) 簡易な工作物以外の工作物の設置
- (3) 環境を損なうおそれがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物の投棄、又は埋立
- (4) 既存の建築物の建築面積及び高さを上回る改築
- (5) 形状及び彩色が景観を損なうもの

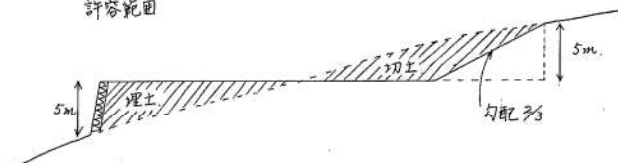
2 平成元年（1989）4月1日から許可基準明確化

「名勝日本平保存管理計画」（昭和58年施行）の許可基準を明確化

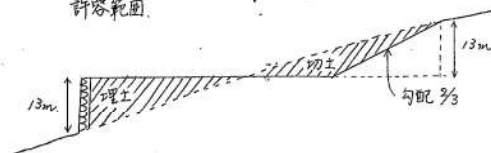
名勝「日本平」の保存管理について							
1 現状の問題点と今後の方向 名勝「日本平」は、頂上部から四開の視野がよく開け、東北には三保松原、清水港、富士山を望み、南には久能山を前にして、伊豆半島から御前崎にかけての駿河湾一帯の眺望をおさめ、北西には南アルプスを遠望できる景勝の地である。このため、昭和34年には国の名勝に指定され、以来、多くの人々に親しまれ、各種の文化的イベントなどが開催されて、年間260万人がここを訪れている。 しかし、近年の社会情勢の多様な変化がもたらす自由時間の増大などによって、新たな対応が必要となっており、静岡県、清水市、静岡市の三者による、日本平、久能山を中心とした、有度山総合整備計画が策定され、その実現に向けて着々と準備が進められている。また、農家の人々も近年の農業政策の変化に対応するため、私有地の有効利用を望んでおり、その声も次第に強まっている。 このような状況の中で、名勝「日本平」の保存と今後予想される開発との調整を図り、さらに文化的価値（眺望・景観）を高めるためには、現行の名勝「日本平」保存管理計画を今後検討していく必要があると思われる。 2 名勝「日本平」保存管理計画について 昭和58年度に策定された保存管理計画は、社会情勢の急激な変化にそぐわない面があり、今後予想される開発計画との適切な調整を図るため、当面現行の保存管理計画を補強して対処してまいりたい。（別紙のとおり） 3 現状変更に対する権限委任について 重大な現状変更については、文化庁の判断をおおぐことになっているが、昭和58年4月1日付けで静岡県教育委員会に委任されている現状変更の範囲を次のように定め、事務処理の効率化を図ってきたい。 下表のように現行基準の禁止事項に対して、右欄のように許可基準を設け、その解説を付した。この範囲内においては、静岡県教育委員会に許可権限を委任するものとする。なお、このことについては、清水市教育委員会と協議済みである。（適用年月日 平成元年4月1日）							
禁 止 地 区			緩 和 地 区				
禁止地区に次ぐ名勝地としての要件を有する価値の高い地区			禁止地区、準禁止地区に隣接し良好な景観を確保するのに必要な地区				
			緩和地区A		緩和地区B（眺望地点から死角となる地域）		
現行基準（禁止事項）	許可基準	解説	現行基準（禁止事項）	許可基準	解説	許可基準	解説
1 景観を損う地形の変更	ア 保存活用のために地方公共団体が行う地形の変更（公共性の高い道路造成、展望台等）	・道路造成については幅員7m以下とする。 「県立自然公園特別地域における各種行為に関する審査指針」（以下「自然公園」という）に準拠したものである。	基準なし	ア 切土造成に伴う法面が緑化可能であり、かつ高さが5m以下、勾配が2/3以下で盛土造成に伴う擁壁の高さが5m以下の地形の変更（但し、30度以上の傾斜地については地形の変更は認めない）	・現行管理計画では基準はないが、準禁止地区に準じて規制する。 ・切土造成に伴う高さ5mとしたのは、法面を高くすることで遮断することが可能な高さであり、勾配を2/3としたのは、下記の30度に近い数値ということである。 ・擁壁の高さ5mは、緩和地区Bの、およそ1/3の高さである。 ・30度以上の傾斜地での地形の変更を認めないのは、「土地利用事業に関する指導要綱」（以下「土地利用」という）に準拠したもの	ア 切土造成に伴う法面が緑化可能であり、かつ高さが13m以下、勾配が2/3以下で、盛土造成に伴う擁壁の高さが13m以下の地形の変更（但し、30度以上の傾斜地については地形の変更は認めない） イ その他の土地造成については、他法との調整を図ることとする	・切土造成に伴う法面の高さが13m以下というものは、擁壁の高さに準じたものである。 ・擁壁の高さを13mとしたのは、「自然公園」の第2種特別地域における規制に準じ、高木により遮蔽可能な高さである。

2 展望をさまたげる樹木以外の樹木の伐採（植林及び果樹等の栽植は除く）	ア 生垣、庭木等の伐採（果樹、茶樹、植林木等の伐採（但し、景観を損わないような補植をすること）		1 展望をさまたげる樹木以外の樹木の伐採（植林及び果樹等の栽植は除く）	ア 樹木等の伐採は、申請地の20%を越えない伐採（但し景観を損わないような補植をすること）	・20%を越えない伐採とは、「自然公園」の第1種特別地域における規制に準じている。	ア 樹木等の伐採は、申請地の60%を越えない伐採（但し景観を損わないような補植をすること）	・60%を越えない伐採とは、「自然公園」の第2種特別地域における規制、及び「指導要綱」に準じている。
3 簡易な工作物（但し、看板類は簡易な工作物に含まない）	ア 保存活用のために地方公共団体が設置する工作物の設置（説明板、案内板、ベンチ等） イ 展望をさまたげない生業に必要な工作物（防風ファン等） ウ 災害の防止及び人命の安全を確保するための工作物（治山、治水、防災工事、カーブミラー等）		2 簡易な工作物以外の工作物	ア 保存活用のために地方公共団体が設置する工作物（休憩所、便所等） イ 展望をさまたげない生業に必要な工作物（農業用倉庫等）	・休憩所、便所、農業用倉庫等については高さを5m以下とし、植栽等で修繕するものとする。これは、1階建建築物の高さに準ずる高さである。	ア 農機と調和した工作物（フェンス、擁壁等）	・フェンス、擁壁等は、高さ13m以下とする。これは、「自然公園」の第2種特別地域の規制に準じたものである。
4 環境を損う恐れがあると認められる盛土・汚泥・産業廃棄物等の投棄又は埋立	許可しない		3 環境を損う恐れがあると認められる盛土・汚泥・産業廃棄物等の投棄又は埋立	許可しない		許可しない	
5 既存の建築物の建築面積及び高さを上回る増築	ア 公益上必要と認められる場合は、既存建築面積の10%以内についての増築	・他の名勝地との整合を図った	4 既存の建築物の建築面積及び高さを上回る増築	ア 公益上必要と認められる場合は、既存建築面積の10%以内についての増築	・他の名勝地との整合を図った	ア 既存建築面積の10%以内についての増築	・他の名勝地との整合を図った
6 形状及び色彩が景観を損うもの	許可しない		5 形状及び色彩が景観を損うもの	許可しない		許可しない	

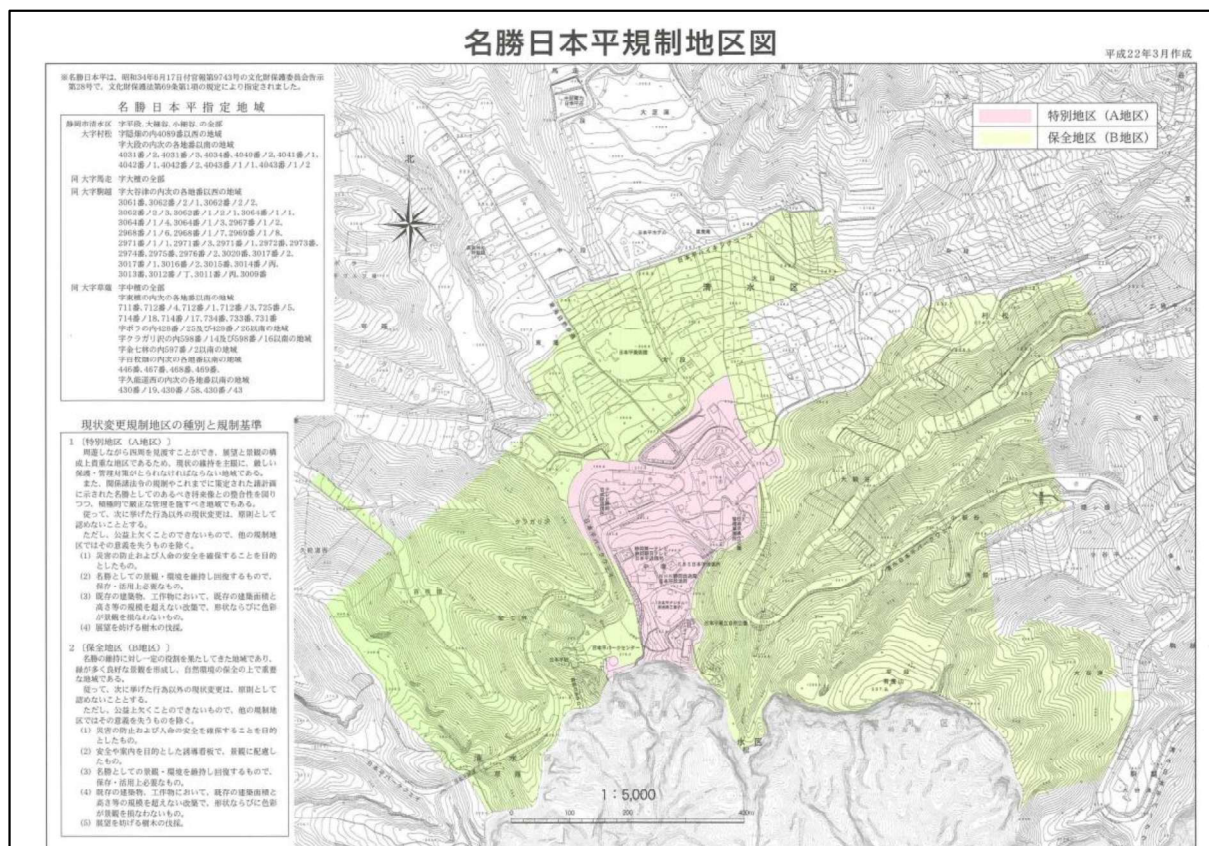
参考 1. 緩和地区Aにおける地形の変更の許容範囲



参考 2. 緩和地区Bにおける地形の変更の許容範囲



3 平成 22 年（2010）作成『名勝日本平保存管理計画』（昭和 58 年の管理計画を改定）



平成 22 年改定 現状変更規制地区 種別と取扱い基準

「禁止地区」（ピンク色）を「特別地区 A 地区」（ピンク色）へ、「準禁止地区」（緑色）と「緩和地区」（水色）を一体にして、「保全地区 B 地区」へ再編した。

現状変更の規制地区と規制基準

【1 特別地区 A 地区】

周遊しながら四周を見渡すことができ、展望と景観の構成上貴重な地区であるため、現状の維持を主眼に、厳しい保護・管理対策がとられなければならない地域である。

また、関係諸法令の規制やこれまでに策定された諸計画に示された名勝としてのあるべき将来像との整合性を図りつつ、積極的で厳正な管理を施すべき地域である。

従って、次に挙げた行為以外の現状変更は、原則として認めないこととする。

ただし、公益上欠くことのできないもので、他の規制地区ではその意義を失うものを除く。

- (1) 災害の防止及び人命の安全を確保することを目的としたもの。
- (2) 名勝としての景観・環境を維持し回復するもので、保存・活用上必要なもの。
- (3) 既存の建築物、工作物において、既存の建築面積と高さ等の規模を超えない改築で、形状ならびに色彩が展望を損なわないもの。
- (4) 展望を妨げる樹木の伐採。

【2 保全地区（B 地区）】